

郵送による福祉医療費受給資格認定申請について

1 申請ができる方

出生や転入などで下記に該当する場合、福祉医療費受給資格の認定申請ができます。

◇ 中学卒業までのお子様

- ・ 15歳に達する日以後の最初の3月31日(中学卒業)までの子ども

◇ ひとり親家庭の方

- ・ 母子(父子)家庭で18歳に達する日以後の最初の3月31日(高校卒業)までの子どもを扶養している方とその子ども
- ・ 父母のない18歳に達する日以後の最初の3月31日(高校卒業)までの子ども

※ 認定を受けるためには所得制限があります。申請をする前に、必ず下記までご連絡をいただき、ひとり親医療の対象となるかお問い合わせください。

◇ 重度の障害をお持ちの方

下記に記載のある障害のいずれかに該当する方

- ・ 身体障害者手帳1級、2級
- ・ 障害基礎年金1級相当の障害をお持ちの方
- ・ 療育手帳A判定
- ・ 知能指数35以下
- ・ 特別児童扶養手当1級

2 申請に必要な書類

◇ 福祉医療費受給資格者認定申請書

⇒ 申請書の様式はホームページからダウンロードできます。

◇ 申請する方の健康保険証の写し

◇ 福祉医療費受給資格者証交付状況証明書（県内市町村からの転入者のみ）

※ ひとり親家庭または重度の障害により福祉医療費受給資格の認定申請を行う場合、上記のほかにも必要書類がございますので、下記までお問い合わせください。

3 福祉医療費受給資格者証について

福祉医療費受給資格が認定された方には、前橋市から「福祉医療費受給資格者証」が交付されます。郵送で認定申請を行った場合、「福祉医療費受給資格者証」はおおよそ1週間ほどで住民登録地へ郵送交付となります。

4 申請書の提出先及び問い合わせ先

〒371-8601

群馬県前橋市大手町二丁目12番1号

前橋市役所 国民健康保険課 医療給付係 福祉医療担当 宛